

International Society of Life Information Science (ISLIS)

国際生命情報科学会 規定・規則

2007年2月1日

規定

2005年2月27日改定

会費

1. 本会の入会金と会費の額は以下の通りとし、前納とする。
 - 1.1 日本国内滞在者に対する額。

	年会費	入会金
専門会員	8,000 円/年	4,000 円
正会員	8,000 円/年	4,000 円
学生会員	5,000 円/年	2,500 円
一般会員	8,000 円/年	4,000 円
技功会員	10,000 円/年	5,000 円
賛助会員 (個人)	10,000 円/年/1口	5,000 円
賛助会員 (団体)	40,000 円/年/1口	10,000 円
終身賛助会員 (個人)		

30万円または(80-申込時年齢)×1万円の金額のうち多い額以上を一括納入。
 - 1.2 日本国外滞在者に対する額はその国の研究者の年俸比等を考慮し別に定める。
 2. 会費を1年以上滞納した会員は除籍することができる。
 3. 一旦納入された金額は原則として返却しない。

技功会員 会員資格測定・認定制度

技功会員の審査においては、以下の基準が適用される。

1. 本学会の指定する機関2箇所にて測定を受け、技功会員としてふさわしいと判断され、かつ、測定料・認定料が収められた者を技功会員とする。
2. 技功会員は3年ごとに測定・認定の更新を行わなければならない。
3. 測定料・認定料は下記の通りとする。

測定料	50,000 円
認定料	50,000 円
4. 測定・認定された年度の年会費、および入会金は、これを免除する。

補則 2005年3月31日時点で、すでに技功会員になっている者には、この制度の適用を3年間免除する。

規則

2005年2月27日改定

入会審査基準

本会の入会審査では、本会の目的に賛同することに加え、以下の基準が適用される。

1. 専門会員は、研究実績・資質のある個人とし、有力学術誌に受理された本会の研究対象分野に関連する筆頭論文3篇以上を有し、かつ、本会の理事会構成員2名(内1名は専門会員でも可)の推薦を得ることを必要とする。
2. 正会員は、研究資質のある個人とし、本会の理事会構成員2名(内1名は専門会員でも可)の推薦を得ることを必要とする。
3. 学生会員は、本会にふさわしい学生とする。
4. 一般会員は、本会にふさわしい個人とする。
5. 技功会員は、技能を研鑽し、本会にふさわしい個人とし、本会の理事会構成員2名(内1名は専門会員でも可)の推薦を得ること、かつ、別に定める資格検定・認定の要件を満たすことを必要とする。
6. 賛助会員は、本会の事業を援助する、本会にふさわしい個人または団体とする。
7. 入会の承認は、本会の会員であることを営利目的に利用しない旨を前提とする。

■ 学会賞規定・規則については、別頁をご参照下さい。

■ 組織については、英文頁をご参照下さい。